

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年1月まで

私は、申立期間当時留学していた。帰国後、国民年金に未加入の期間がある旨の通知が市から届き、指定された日に市役所に出向き保険料納付についての説明を受け、その後5か月間かけて納付したことを記憶しているため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料を完納している上、国民年金と厚生年金保険との切替手続等も適切に励行している。

また、申立人は、国内に住所を定めたまま海外に居住していた申立期間について保険料を納付していなかったが、帰国後に申立期間が未加入である旨を市から通知されたため市役所に赴き、市役所の職員から、保険料納付の手続及び納付意志について確認され、未加入とされている申立期間が被保険者期間となる旨の説明を受け、申立期間に係る保険料を遡って納付したとする申立人の主張は具体的であり、かつ不自然ではない。

さらに、申立期間は5か月と短期間であるほか、申立人は、申立期間後、厚生年金保険に加入する平成3年6月までの間に、現年度保険料と並行して申立期間に係る過年度保険料を5か月間にわたり納付したと述べているところ、当該期間は時効前であった上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする金融機関では国庫歳入金を取り扱っており、過年度納付することも可能であった。

加えて、申立人は日本国内に住民票を残したまま出国していたことから、申立期間について国民年金第1号被保険者資格を喪失する理由は見当たらず、

申立期間を未加入期間とした市の事務処理に誤りがあったことも明らかである。

このほか、申立人のオンライン記録上、申立期間について被保険者資格を喪失した理由は、申立人が厚生年金保険（又は共済組合）に加入したことを表す「国民年金第2号被保険者該当」とされているが、申立人が当該被保険者であったこともうかがえず、申立人の年金記録は適切に管理されていたとは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで

私の妻が、昭和 51 年 6 月に婚姻届と転入届を市役所に提出した時に、夫婦の国民年金の加入手続を行った。妻からは、国民年金の加入手続の際、市の職員に「4 月から入って下さい。」と言われ、役所だから年度初めから納付してほしいのかと思い、二人分の保険料を金融機関で 4 月分まで遡って納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、昭和 51 年 6 月に婚姻届を提出する際に夫婦の加入手続を行い、市の職員から「4 月から入って下さい。」と言われ、金融機関で夫婦の保険料を同年同月まで遡って納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 1 月に払い出されており、夫婦がこの当時居住していた市で作成された妻の被保険者名簿には「昭和 52 年 1 月 31 日受付再取得」との記載があることから、申立人の加入手続も、この頃に行われ、20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、申立人の加入手続が行われたとみられる 52 年 1 月を基準とすると、申立期間に係る保険料は現年度分となり市で収納が可能である上、現年度保険料を扱う市から、当該年度当初まで遡って保険料の納付を求められたとする申立人の主張にも不自然なところは見当たらない。

また、申立人に係る同市の被保険者名簿から、申立期間は当初から被保険者期間とされていたことがうかがえることから、申立人に対して申立期間

に係る納付書は発行されていたものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻の申立期間後（国民年金加入手続を行ったとみられる時期以降）の保険料に未納は無い上、大半の期間が前納されているほか、平成3年中には夫婦共、国民年金基金に加入したことも確認できるなど、加入手続後の夫婦の国民年金に対する関心及び夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがえることから、加入手続に併せて納付書が発行されたと考えられる申立期間の保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間の標準報酬月額については、平成8年9月から9年10月までは56万円、同年11月から11年8月までは59万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から11年9月1日まで
申立期間に係るA事業所での標準報酬月額が、9万8,000円に訂正されているので、当該期間の標準報酬月額を当時の報酬額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年9月から9年10月までは56万円、同年11月から11年8月までは59万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、平成10年10月9日付けで、8年10月、9年10月及び10年10月の定時決定並びに9年11月、10年4月及び同年7月の随時改定における標準報酬月額の記録を取り消した上で、8年9月1日に遡って標準報酬月額の記録を9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の代表者及び他の役員にも同様の訂正が行われていることがオンライン記録から確認できる。

さらに、A事業所に係る滞納処分票から、平成9年12月から14年2月までA事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

なお、申立人は、A事業所の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるものの、複数の同僚が「代表者はワンマンであり、印鑑も代表者が管理していた。」、「申立人は、現場監督であった。」と証言しており、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成10年10月9日付けで行われた遡及訂正

処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た8年9月から9年10月までは56万円、同年11月から11年8月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 5 日から同年 9 月 14 日まで
② 昭和 36 年 9 月 14 日から 42 年 2 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 1 か月後の昭和 45 年 3 月 19 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 18 年 6 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、30 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 2 月 1 日から同年 6 月 4 日まで
② 昭和 18 年 6 月 4 日から 20 年 9 月 7 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者記録が無く、申立期間②については、脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

しかし、自分は昭和 17 年から終戦時まで継続して A 事業所に勤務しており、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間①及び②を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A 事業所において昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、18 年 2 月 1 日に資格を喪失後、同年 6 月 4 日に同事業所において再度資格を取得しており、同年 2 月から同年 5 月までの申立期間①の被保険者記録が無く、申立期間②については、脱退手当金の支給記録が確認できる。

しかし、申立期間①について、申立人を記憶する同僚は、「自分は、昭和 18 年 1 月に入社し、20 年 1 月に軍隊に入隊したが、その間、申立人は A 事業所で勤務していた。昭和 18 年 2 月に申立人が一度会社を辞めたという記憶は無い。」と証言しているほか、申立人が寮の同室で一緒に勤務していたと記憶する同僚は、オンライン記録では、申立期間①において厚生年金保険の被保険

者記録が確認できることから、申立人が申立期間①にA事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和18年2月1日に資格喪失し、同年6月に再度資格を取得している者が複数人見られ、当該複数の被保険者は、オンライン記録では被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立期間①当時、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は確認できるが、オンライン記録では、被保険者記録が無い者が複数人見られる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳と被保険者名簿の資格喪失日は一致していないことなどから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年6月4日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和18年1月の記録から、30円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいくつか見えない。

また、申立人の脱退手当金は昭和21年9月19日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、39年12月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいくつか見えない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 21 日から 32 年 4 月 16 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。私は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 33 年 10 月 4 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月7日から36年9月9日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立期間よりも長期間勤務した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして、国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある者の中には、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者が確認できる上、「脱」表示が無い者の中には、オンライン記録における脱退手当金の支給記録がある者が確認できるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成15年5月から17年6月までの標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、当該期間のうち、申立人の平成19年9月1日から20年10月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、19年9月から20年6月までの期間は14万2,000円、同年7月及び同年8月は15万円、同年9月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成19年9月から20年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成20年10月1日から21年1月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額15万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA事業所における標準報酬月額に係る記録を20年10月から同年12月までは15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から17年7月1日まで
② 平成19年9月1日から21年1月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低い額で記録されていることが分かった。給料支払明細書を所持しているので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、平成17年6月3日付

けで、15年9月1日及び16年9月1日の定時決定を取消し、15年5月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が提出した給料支払明細書及び源泉徴収票によれば、申立期間①において、47万2,000円の報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

さらに、A事業所は、「当時、会社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所と相談の上、役員の標準報酬月額を遡及して下げたことがあった。その際に役員ではなかった申立人の標準報酬月額も下げてしまった。」と回答している。

加えて、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、元同僚は、「申立人は、会社の経営陣となっておらず、社会保険事務も行っていなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成17年6月3日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成15年5月から17年6月までは47万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、申立人は、平成19年9月1日から21年1月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間②のうち、平成19年9月1日から20年10月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年10月1日から21年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間②のうち、平成19年9月1日から20年10月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額

の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書の保険料控除額から、平成19年9月から20年6月までの期間は14万2,000円、同年7月及び同年8月は15万円、同年9月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成20年10月1日から21年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されている。しかし、申立人が提出した給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額15万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA事業所における標準報酬月額を平成20年10月から同年12月までは15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月20日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、A事業所に就職し、A事業所が爆撃による被害を受けた後は疎開工場で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張しているA事業所における勤務の状況、爆撃による工場被害の状況及び疎開工場における勤務に係る申立人の説明は、具体性があり、これらは当該事業所のOB会回顧録の内容及び疎開工場のあったとする場所の近隣住民の証言とも一致していることから判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、年金事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無いが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、A事業所において当時の申立人の旧姓で昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。なお、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、労働者年金保険法が厚生年金保険法に改正され、保険料徴収が開始された同年10月1日とすることが妥当であると判断する。

さらに、上述の払出簿において、申立人と同日にA事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には記録が無いが、オンライン記録において、A事業所に係る申

立期間の厚生年金保険の加入記録を確認することができる。

加えて、同被保険者名簿を管理していた社会保険事務所（当時）は、戦災により被保険者名簿については全て焼失したことから、被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時復元が完全に行われなかったことがうかがわれる。このため、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、20 年 9 月 20 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間は、同一企業内で転勤した時期であり、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA事業所の人事記録及び回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和48年10月1日にA事業所本社から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和48年11月のオンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A事業所B支店における申立人に係るC健康保険組合及び厚生年金保険の記録における資格取得日が一致しており、C健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡国民年金 事案 1418 (事案 107 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 5 月まで

私は、離職後、地方税の納付に市役所に赴いた際に国民年金の加入手続をして保険料を納付した覚えがあるので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に対し、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立人の所持している年金手帳を見ても、厚生年金保険に係る記号番号の記載はあるものの、国民年金手帳記号番号及びはじめて国民年金被保険者となった日に係る記載が無いことから、国民年金への加入状況が不明であること、ii) 申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する明確な記憶が無く、申立期間当時使用していた国民年金手帳を所持していない上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たって新たな資料や情報を提供しておらず、前回の調査は不十分なものであるので再度調査を行うよう主張しているが、再度の調査においても申立人が申立期間の保険料を納付したと推認するに足る事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1419

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月及び同年10月

私は、20歳になった後、国民年金保険料の納付書が届いていたが、そのまま放置し保険料を数か月滞納していたため、市役所から電話があり、年金の大切さを教えてもらってからは保険料を納付していた。その時、保険料は滞納していた分とその月の分とを合わせた2か月分ずつを毎月納付すればよいと言われ、そのように納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した当初に納付書を受け取ったが、半年ほどは国民年金保険料を滞納していたため、電話による保険料の納付勧奨を受け、それまで滞納していた保険料を払い始めたと述べているところ、申立人が申立期間当時居住した市の被保険者名簿によると、申立人の国民年金の加入に係る事務処理が平成4年11月11日に行われたことが確認できることから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、20歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、上記の処理時点で申立期間は過年度となるところ、i) 市は過年度分の保険料は扱っておらず現年度分を扱っていたほか、申立期間当時に申立人が居住した市は、納付勧奨は電話ではなく訪問により行っていたとしていること、ii) 年金事務所によれば、過年度保険料を扱う社会保険事務所(当時)は毎年6月に納付書を発行し、その後、納付が行われなかった者を対象として7月から8月頃と年末及び年度末に、納付書の送付や電話による納付勧奨を行っていたとしていることから、申立人が記憶する保険料の納付勧奨は、社会保険事務所により行われたものであったと考えられる。

さらに、上記の年金事務所の証言内容は、申立人の居住する県が、昭和 62 年 4 月に県下の各社会保険事務所に対して通知した「国民年金過年度保険料徴収対策要領」に示されている過年度保険料の納付勧奨方法と一致している上、これを踏まえ、申立人の加入手続が行われたとみられる平成 4 年 11 月を基準とすると、社会保険事務所から申立人に対して、5 年の 7 ないし 8 月頃と同年 12 月頃に保険料の納付勧奨が行われたことになるが、申立人は、2 回目の勧奨を受けて、保険料納付を開始したとしており、オンライン記録上、同年同月時点で遡って保険料を納付することが可能であった 3 年 11 月から保険料が納付済みとされていることから、申立人が勧奨に応じた時点で、申立期間の保険料は既に時効により納付することができなかつた可能性は否定できない。

加えて、申立人が申立期間後の平成 6 年 4 月に転入した市の記録でも、申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所にB職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所及びC共済の回答から、申立人は、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 10 日までの期間、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、C共済の回答から、申立人のA事業所での勤務期間は、C共済の加入者期間であり、厚生年金保険の被保険者期間でなかったことが確認できる。

なお、オンライン記録及び事業所名簿では、申立人が記憶している所在地に、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1762 (事案 857 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 26 日から 42 年 1 月 4 日まで

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、新たな資料として、A事業所在職中に受け取った複数の名刺を提出するほか、当時の同社の同僚を思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、B事業所かA事業所のどちらかに勤務していたとしていることから、それぞれの事業所の被保険者であった複数の元従業員に聴取したが、申立人が申立期間もB事業所又はA事業所に勤務していたとする証言は得られなかったこと、ii) B事業所の複数の元従業員は、「B事業所は入社から退社まで社会保険に加入させていた。在職中に社会保険を脱退させるような事業所ではない。」「自分のB事業所での年金記録と勤務期間に相違は無い。」と証言しているが、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者とされる者も死亡しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認することができなかったこと、iii) A事業所の複数の元従業員は、「当時、A事業所では社会保険に加入するまで3か月間の試用期間を設けていた。」と証言しており、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえることから、既に平成22年2月12日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、A事業所在職中に受け取ったとする複数の名刺を提出するとともに、同社における同僚1名の姓を挙げている。

しかし、i) 申立人が提出した名刺に記載されている者のうち、連絡をとることができた者(1名)は、「私は、A事業所が導入する機械の設置のため同社に出入りしていたが、同社の従業員ではなく、厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と証言していること、ii) 申立人が挙げた同僚1名について、上述の証言を行った者は、「私がA事業所に入出入りしていた当時、同社に連れて行ったことがある親類だと思う。その親類は私と同様、同社の従業員ではない。」と述べており、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚と同一の姓の被保険記録は確認できないことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 25 日から 32 年 4 月頃まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得たが、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の業務内容、申立期間当時の事業主及び同僚について詳細に記憶していることから、勤務期間については特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所名簿によれば、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、当該事業所と事業主が同一であるB事業所及びC事業所について厚生年金保険の適用が確認できるものの、B事業所は昭和 24 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C事業所は 31 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立人が記憶する複数の同僚についても、24 年 5 月 1 日から 31 年 12 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、「自分が勤務していた当時、A事業所は株式会社になることはなかった。」と述べているところ、申立人が記憶する同僚のうち連絡がとれた者は、「自分は、昭和 27 年に入社したが、厚生年金保険に加入したのは事業所が法人になった後だった。」と述べており、商業登記簿謄本の記録によれば、C事業所は昭和 30 年 4 月 1 日に株式会社として設立されていることが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B事業所の全ての被保険者の記録、及びC事業所で昭和 31 年 12 月 1 日から 32 年 12 月 8 日までに厚生

年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、申立人が記憶する同僚にも、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録の確認できない者が複数見受けられる。

なお、B事業所及びC事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人が記憶する申立期間当時の事業主は死亡していることから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 16 年 2 月 28 日まで
ねんきん定期便で、A事業所における標準報酬月額が、平成 14 年 3 月までは 50 万円であったものが、申立期間について 9 万 8,000 円に減額されていることが分かった。社会保険事務所（当時）の担当者が意図的に減額した可能性があるので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の 14 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る A 事業所における標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、同年 10 月 9 日付けで、同年 4 月に遡って 9 万 8,000 円に訂正され、同年 10 月の定時決定は 9 万 8,000 円と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、商業登記簿謄本により申立期間当時、A事業所の取締役であったことが確認できるところ、申立事業所の元事業主（申立人の夫）は、「申立人は、申立期間当時、取締役であったが、名目だけであり、経理や社会保険事務には関与しておらず、会社が厚生年金保険料を滞納していたことを知らなかったと思う。」と述べている。

しかし、複数の元従業員は、「申立人は申立事業所の取締役として毎日出社していた。経理や社会保険事務の責任者であった。」と証言している。

また、年金事務所の A 事業所に係る滞納保険料に関する対応記録から、申立人は、標準報酬月額の減額訂正の処理が行われた平成 14 年 10 月 9 日の時点より前に、事業主と社会保険事務所との間で滞納保険料の解消について協議が行われていたことを承知していたことがうかがわれ、当該減額訂正の処理が行われた時点において、申立人は、A事業所の経理・社会保険事務担当の取締役として事業主

とともに当該事業所の業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務についても権限を有していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の経理及び社会保険事務を担当する取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額記録訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成14年4月1日から15年9月1日までの期間に係る標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成15年9月1日から16年2月28日までの期間について、申立人は、「標準報酬月額50万円に相応する保険料を控除されていた。」と主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、上記期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、オンライン記録により、A事業所における平成15年9月の定時決定において、申立人に係る標準報酬月額は同年7月15日に9万8,000円として処理されており、申立人の同年9月1日から16年2月28日までの期間に係る標準報酬月額の記録は、遡及して大幅に引き下げられているなど不自然な点は確認できない。

このほか、申立人が申立期間のうち平成15年9月1日から16年2月28日までの期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成15年9月1日から16年2月28日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1765

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から39年11月13日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1766

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年11月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、昭和51年9月まで国民年金の加入手続を行っておらず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 2 日から 41 年 4 月 1 日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 41 年 6 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1768

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の氏名の変更処理は、昭和 44 年 3 月 1 日に行われており、申立期間の脱退手当金が同年 3 月 24 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名の変更処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 44 年 3 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 24 日から 43 年 12 月 1 日まで

申立期間以前に勤務していた事業所の厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受け取った記憶があるが、申立期間については脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した事業所における被保険者期間については、申立期間以前に脱退手当金を 2 万 2,000 円程度受け取ったかもしれないと述べているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、申立期間と前述の申立期間以前の被保険者期間を計算の基礎とした脱退手当金の支給額は 2 万 2,866 円であり、申立人が記憶する金額と概ね合致することを踏まえると、申立期間後に申立期間を含む脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 43 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。